

今年度の業務内容

1. 近畿ブロックの府県等による災害廃棄物関連情報の整理

令和2年度大規模災害発生時における近畿ブロック災害廃棄物対策調査検討業務において行った調査・検討事項について、変更事項の確認及び、新規事項について検討を行う。

調査は、環境省本省が秋頃実施する予定の調査に合わせて依頼を行う。

1) 令和2年度調査に引き続いて実施する調査項目

- ・府県担当者宛てに調査票を添付したメールを配信し、府県担当者から調査対象者に配信する。調査対象者は、環境省の委託業者に直接返信する。
- ・回答は、昨年度回答された内容から変更がない場合は回答しない（変更なしと記述）。
- ・昨年度から変更ある場合に、修正履歴が分かるように記述して回答する。
- ・調査結果の公表は全体分析、府県別分析までとし、自治体等別の調査結果は公表しない。府県を含むブロック協議会構成員に対する情報提供も公表情報のみとする。
- ・昨年度調査を進めるうえで判明した実務上の課題を考慮して実施する。

(1) 本業務でアンケート調査を実施

①災害廃棄物仮置場【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・災害発生時における廃棄物の仮置場又は候補地として選定している場所（ほかの使用方法も含めたオープンスペースとして選定している箇所を含む）等について整理する。

②し尿処理関連施設・資機材【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・簡易トイレの備蓄数、マンホールトイレの設置数、し尿運搬用バキューム車の保有数、し尿処理施設の数・規模等について整理する。

(2) 環境省本省調査結果を活用する調査【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

①災害廃棄物処理計画の策定状況等

- ・本ブロック協議会構成員についてはワーキングを通じて策定状況（策定の有無、策定予定など）を確認する。
- ・計画策定モデル事業の対象地域等のフォローアップ調査を実施する。
- ・本省の調査結果をもとに全国と近畿圏の進捗状況を整理する。

②災害時相互協定【府県、市町村、一部事務組合等を対象】

- ・災害時の廃棄物処理に係る協定及びその内容について整理する。

③災害廃棄物処理に関する研修・訓練

- ・災害廃棄物に係る研修・訓練等（防災訓練の一環として実施するものを含む）の実績及びその内容等について整理する。

④住民・ボランティア等への啓発・広報

⑤社会福祉協議会との平時からの連携体制

2) 追加調査

近畿地方環境事務所が新規に整理する事項として、次の3点の調査を実施する。

また、これまで蓄積してきた災害廃棄物処理に関する各種データ類について、協議会構成員の利用しやすさを工夫した「近畿ブロック災害廃棄物対策情報データバンク」としてデータを整理する。さらに、協議会構成員による利用が促進されるようなデータバンクのあり方を検討する。

(1) 産業廃棄物処理事業者による災害廃棄物の処理能力の整理

- ・令和元年度に実施した産業廃棄物処理事業者リストの更新を行うとともに、今年度調査において整理する項目については、災害廃棄物の性状や処理の実態を適切に反映することで、災害時に有用となるリストとして整理する。
- ・また、「優良さんばいナビ」を対象に、近畿圏及び大規模災害時の広域支援要請先として想定される中四国、中部圏を対象に中間処理、最終処分の処理可能量のアンケート調査を実施する。

(2) 国有地・府県有地等の仮置場候補地の現地調査

- ・国有地（1ha 以上。5箇所程度）及び府県有地等の仮置場候補地（10箇所程度）に対し、航空画像等により候補地の絞り込みを行った後、絞り込んだ候補地への現地調査を実施する。現地調査では、選定条件の確認、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場として活用可能な実質面積、保管容量等の確認等を行う。

- ・以上を踏まえ、候補地にて実効性ある仮置場運用をするにあたっての条件整理及び評価を実施する。

(3) 家電リサイクル法指定取引場所へ被災家電を搬入するうえでの課題調査

- ・近畿圏域における家電リサイクル法指定引取場所に対し、ヒアリングもしくはアンケート調査を実施し、被災家電を搬入するうえでの課題を整理する。
- ・ヒアリングもしくはアンケートの実施にあたっては、被災家屋から直接引取場所へ搬入する可能性も念頭に、発災時における家電4品目の収集・運搬、受入れ体制、仮置が可能なスペース、制度上の制約等について確認する。必要に応じて管理会社とも協力する。

2. 行動計画の改定と各種マニュアルの作成

令和2年度に見直しを行った行動計画（第3版案）に基づき、府県とのワーキンググループ及び協議会の協議により行動計画を改定する。

行動計画（第3版案）に位置付けた災害廃棄物処理に係る実効性を確保するための各種マニュアルについて検討を行う。

1) 支援受援マッチングマニュアル（市町村用）の作成

- ・発災時における混乱時の中で災害に伴う廃棄物処理を迅速に進めるため、収集・運搬・処理や仮置場運営、災害時の各種事務に関する人的・資材の支援及び受援に必要な手順を明らかにし、マッチングをスムーズに行うことを目的にしたマニュアルの作成を行う。
- ・今年度は行動計画に基づく自治体間のマッチングを想定する。また、今後に向けた課題の検討及び整理も行う。
- ・なお、マニュアルの作成には情報伝達訓練及び過去の災害における各種事例から課題を抽出し、その解決策を検討する。

2) 片付けごみ処理対策連携マニュアル（案）の作成

- ・片付けごみ（全壊・半壊を免れた家屋などから発生する、災害時に破損したガラス食器類、瓦、ブロック、家具、家電等）の発生時期には、家屋からのこれらの家財類を運び出すためのボランティア等が必要となる。
- ・排出された片付けごみを家屋から集積所、集積所（住民用仮置場）から一次仮置場収集へ持ち込むまでのボランティアと収集運搬作業（被災市町や支援自治体等）

との連携の効率化が求められている。

- ・このため、近畿6府県及びそれぞれの社会福祉協議会やボランティア団体等と連携し、片付けごみ処理対策連携マニュアル（案）を作成する。

3) 家屋解体マニュアル（案）の作成

- ・被災家屋の解体について、当該災害が「特定非常災害」に指定された場合には全壊家屋と合わせて半壊家屋の解体も災害廃棄物処理事業の補助対象とされた。
- ・このことから、災害廃棄物処理指針、先行する自治体が策定している事例などを参考に、発災時における解体家屋の処理に関する手続きや、自治体職員に求められる具体的な手順や内容、近畿圏の関係機関のリスト等を取りまとめ、自治体職員向けの家屋解体マニュアル（案）を作成する。

4) 府県・地方環境事務所による市町村支援マニュアル（案）の作成

- ・これまで作成してきた2府2県の市町村支援マニュアル（案）を参考に、和歌山県、滋賀県の計画等に基づいた市町村支援マニュアル（案）を作成する。
- ・作成にあたっては、必要に応じて被災経験のある他の都道府県へのヒアリング等も実施することで、発災時に府県及び地方環境事務所に求められる支援の在り方を精査する。

5) 南海トラフ巨大地震・上町断層帯地震を例としたケーススタディー結果の冊子化

- ・昨年度までの3年間にわたり南海トラフ巨大地震・上町断層帯地震等を例としたケーススタディーを実施し、その結果を取りまとめたところである。
- ・必要に応じて環境省本省の災害廃棄物対策推進検討会の結果も加味したうえで、3年間の成果を総合し、レイアウト等を整えたうえで冊子化する。

3. 情報伝達訓練の実施

情報伝達訓練は、『行動計画の大規模災害時の初動・応急対応期の検証』、『令和2年度訓練結果を踏まえて見直した報告様式の検証』、『訓練の運用に関する検証』の3点について確認することを目的として実施する。

令和3年度は、1日目は被害報告を午前、応援要請を午後に対応し、2日目はマッチング調整及び結果報告を午前に実施する。

昨年度作成した応援側と受援側のマッチングを行うためのマッチングツールソフトについて、昨年度の訓練参加者からの意見及び提案された課題等も踏まえて改善す

る。マッチングツールは操作練習会を実施する。

訓練実施後は、各種報告様式の有効性に係る検証も含めて、一連の訓練による成果・課題等を取りまとめる。

4. 大規模災害時の大阪湾圏域等での連携協力及び災害廃棄物処理の継続検討

昨年度実施した「令和2年度大阪湾圏域における大規模災害に備えた廃棄物処理業務継続のための計画、減災対策、連携協力体制等の調査検討モデル事業」の成果を踏まえ、大阪湾圏域及び近畿ブロックにおける発災時の廃棄物の最終処分に係る調査検討を行う。

調査検討にあたっては、関係者とのワーキンググループ（府県、市町村、センター、促進協議会、有識者（1名程度）、港湾関係者等）を複数回実施する。また、検討テーマに応じた分科会も複数回開催する。

- ・発災時の廃棄物処理の継続及び災害廃棄物処理に向けて大阪湾圏域及び近畿ブロックの市町村、府県、近畿地方環境事務所で平時及び発災時に取るべき対応の調査検討（継続）
- ・センターの圏域市町村の災害廃棄物の受入れにあたり、災害の規模に応じた処分量、処分料金等、受け入れ条件の調査検討（継続）
- ・大規模災害時の受入可能量及びその代償・条件等に関する調査検討（継続）
- ・災害時のセンターの発災から処分までのタイムテーブルの作成及び、センター及び関係者間の意思決定及び調整プロセスのシナリオ作成・検証（継続）
- ・センター及び関係者の平時及び発災時に必要となる合意形成や内部検討を進めるための説明資料の作成（継続）

5. 人材育成事業

「初動対応の手引き」（環境省災害廃棄物対策室）「災害廃棄物処理行政事務の手引き」（東北地方環境事務所）をベースとして、府県及び市町村の新任担当者に対して初動対応他、様々な災害廃棄物処理事業に関する内容に関する「災害廃棄物処理担当者（初任者）向け勉強会」を2回程度（各2～3時間程度）開催する。

また、別途、近畿地方環境事務所は、初任者向け災害廃棄物処理説明会を出水期前に1回開催する。

6. モデル事業の実施

1) 災害廃棄物処理実効性確保モデル事業

- ・発災時の備えとして「災害廃棄物処理計画」の策定が進められる一方で、過去の災害では、処理計画が策定されていても、計画量に見合った仮置場の事前選定や収集方法等の具体的手法が定められておらず、発災時には路上や公園などに災害廃棄物が混合状態で堆積してしまった事例も見られる。
- ・こうした状況を踏まえ、府県と連携しながら災害廃棄物処理の実効性確保に向けた検討の具体化を進めていく。

【事業概要（案）】

○主に仮置場、集積所、収集運搬に係る事項について、市が抱える土地特性、仮置場の制限的要素、技術的課題を踏まえ、その解決案や代替案について検討を進め、マニュアル等の資料にまとめる。

（調査検討例）

- ・仮置場及び集積所の実効性ある運用を目的とした仮置場候補地の現地調査及び実践的な運営管理方法の検討
- ・災害廃棄物の搬出入量の調整を目的とした片付けごみ回収戦略の構築、検証（片付けごみの一部について宅地での一時的な保管や生活ごみ回収への割振による調整、集積所の設置からの仮置場への集約による搬入速度のコントロール等）
- ・集積所の設置により仮置場必要面積を減じることを目的とした数値シミュレーション等

2) 住民啓発モデル事業

- ・近年の自然災害においては、被災家屋から排出された片付けごみが、路上や公園等に混合状態で積み上げられる状況が散見されている。
- ・対策として、住民やボランティアに対する広報が重要視されているが、市区町村も混乱の中で十分な対応がとれていないのが現状である。
- ・このため、平時から市町村による住民向けの災害廃棄物処理に係る広報手段や説明会等、効果的な普及啓発への取組を支援する。

【事業概要（案）】

○災害に伴う廃棄物の住民用搬出マニュアル作成支援

- ・市町村における自治会等と協議をし、発災時における地域住民と協同した収集方法の検討、集積所の管理についてのマニュアル作成を行う。

○防災部局と連携した災害廃棄物排出の実践訓練実施支援

- ・市町村における自治会単位での防災訓練等において、災害廃棄物の集積と収集運搬方法について実践的に訓練や学習会を実施する。実施に至る検討過程や当日使用した資料等を手引き等としてまとめる。

○家庭内退蔵品の集積所排出模擬実験の実施支援

- ・自治会単位で住民の家宅における退蔵品等を用いた集積所への排出模擬実験を実施する。排出用の集積所を具体的に仮選定し、収集運搬についての課題抽出を行うとともに、便乗ごみ・不法投棄の防止に対する認識の浸透を図る。